

『車社会』の中で暮らすわたしたちにとって、大なり小なり事故はつきものかもしれません。昨年一年間では全国でなんと一万余人余りの尊い命が車社会の犠牲となっています。そして、このような事故は、免許をとつて間もない人が起こしやすいという傾向にあるのも特長となっています。今や交通戦争は大きな社会問題。

取消処分者講習制度

そこで警察庁では、運転技能や知識を高め、少しでも交通事故をなくそうと①初心運転者期間制度②取消処分者講習制度③指定講習機関制度を取り入れ、9月1日から実施することになりました。特に悪質な初心ドライバーには、免許証の取り消しをも含めたものとなっています。

概要は次のとおりです。

道路交通法が一部改正されます

『車社会』の中でも暮らすわたしたちにとって、大なり小なり事故はつきものかもしれません。昨年一年間では全国でなんと一万余人余りの尊い命が車社会の犠牲となっています。そして、このような事故は、免許をとつて間もない人が起こしやすいという傾向にあるのも特長となっています。今や交通戦争は大きな社会問題。

初心運転者期間制度

☆初心運転者講習

普通・自動二輪・原付免許

のそれについて、免許を

取得してから1年間を「初心運転者期間」と定め、この期間に違反を繰り返したり事故を起こし、違反点数が3点以上となると、初心運転者講習

を受けたが残りの期間に3点以上の違反をした人は、再試験を受けなければなりません。

この試験に

①合格しない人

②再試験を受けない人

指定講習機関制度

過去に免許の取り消しや拒否処分を受けたことのある人が、新たに免許を取得する場合は、「取消処分者講習」を受けなければ受験資格がありません。この講習の有効期間は1年間です。

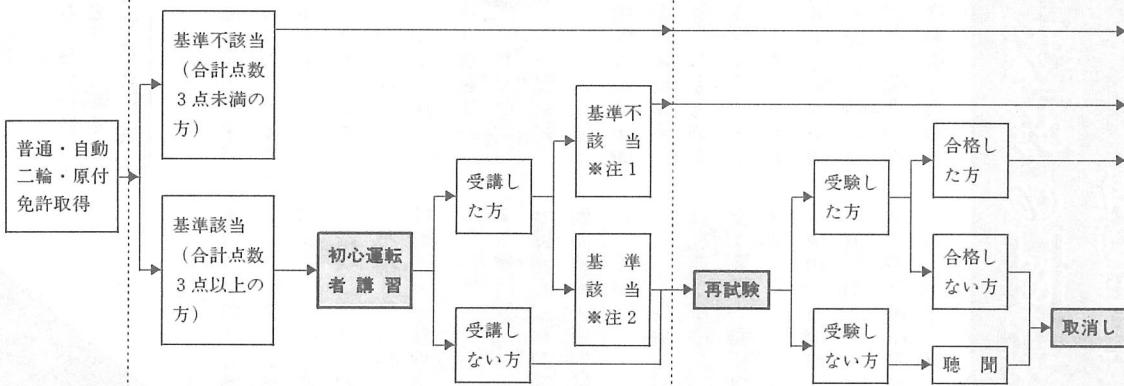
詳しく述べては、成東警察署交通

課（☎ 0475-22011）へ

初心運転者期間制度のあらまし

初心運転者期間(1年間)

本期間



※この制度は、免許種別ごとに適用されます。

※基準該当とは、合計点数が3点以上〔ただし、速度違反25km/h以上30km/h未満（3点）の場合は合計点数が4点以上〕となる場合です。

注1：初心運転者講習を受講してから初心運転者期間が満了するまでの間に、合計点数が3点未満の方

注2：初心運転者講習を受講してから初心運転者期間が満了するまでの間に、合計点数が3点以上になった方